

若竹

第12号

発行 愛媛県神道青年会
編輯 広報部
印刷

会長あいさつ

会長 長曾我部 延昭

新春を迎え御皇室の券栄と国の隆昌を寿ぎ奉ると共に、各位御奉仕神社の隆盛をお慶び申し上げます。
 皇紀二千六百四十二年の元旦を迎え、今年も暦の上の元旦と共に、私共青年会にとりましても、新しい時代の朝を迎へねばならぬ年と考えます。

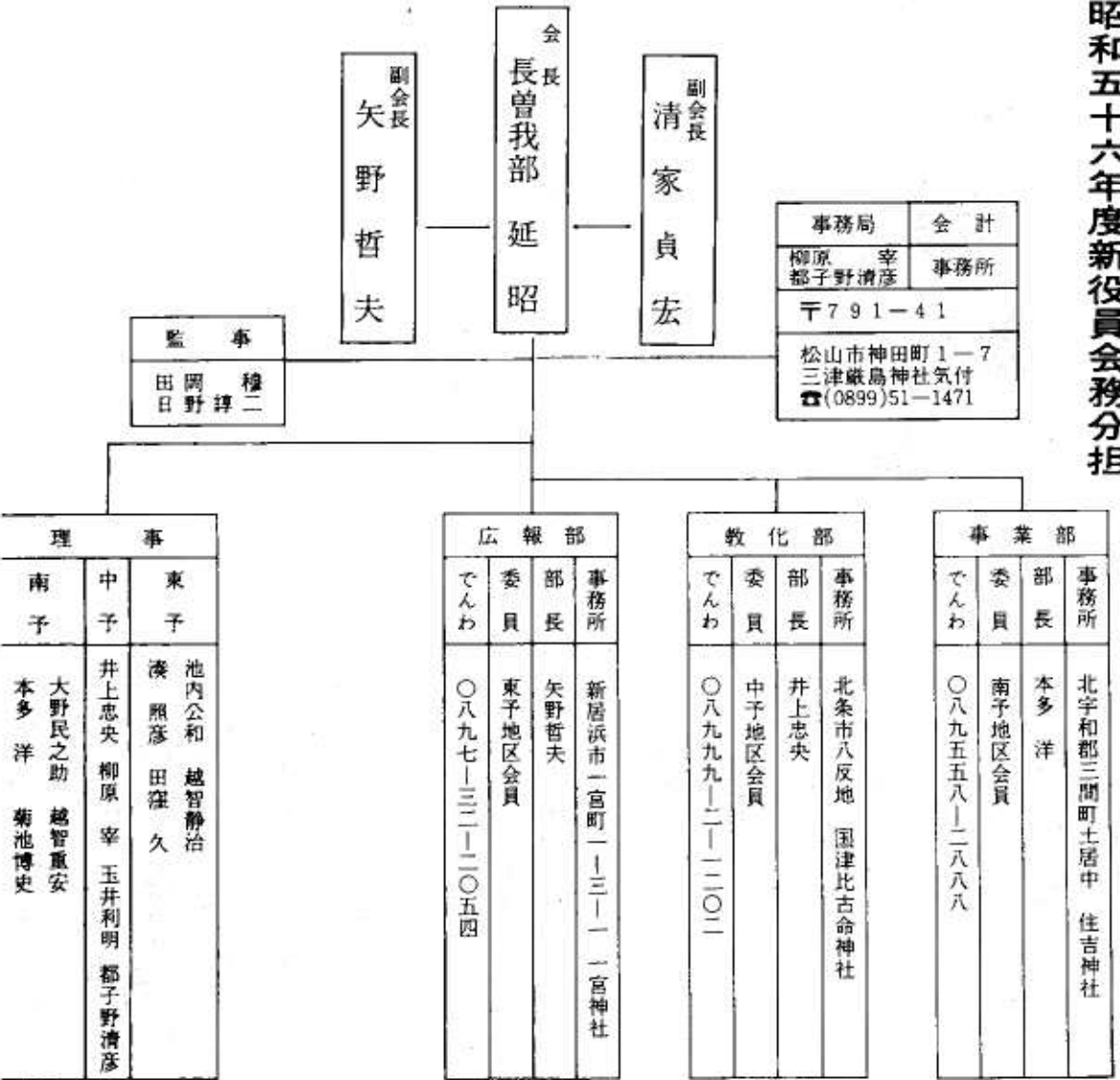
昨年、六月末に開催されました、神道青年全国協議会総会における決議文にも、「悠久なる日本の基盤である神道精神を愈々顕現する尖兵としての使命を強く自覚し」と云う表現を用い、新時代の到来を告げておりますことは、皆様御承知の通りです。

年毎に、月毎に、日毎に生まれ変わり、新しくと云う神道理想に向い努力する覚悟を新たにしたいと思えます。神杜庁長様をはじめ斯界の諸先輩方の御指導をいただき、益々発展躍進せねばならぬと心を新たに誓います。

我々は、本年も、国民精神昂揚運動をはじめとする諸運動に、斯界の中核となり、又、尖兵となつて行動する青年団体として、世の為人の為に尽くし、本会の充実発展に寄与する為、左の通り三点の活動方針を掲げます。

- 一、皇室の尊厳護持と、道義国家確立の為、国民精神昂揚運動の実践につとめること。
- 一、教育の正常化と、青少年対策の実践につとめること。
- 一、自己研修を厳修し、組織の充実と強化につとめること。

昭和五十六年度新役員会務分担



昭和五十五年度行事報告

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|----------|------------|------------------|--------------|-------------|------------------------|--------------------|------------|---------|------------|-------------|-----------------------------------|------------|-------------|------------|------------|-----------|---------------|-----------|
| 12 20 | 12 11 | 11 20 | 11 18 | 11 27~28 | 10 8 | 10 29 | 10 28 | 9 29 | 9 25~20 | 9 14 | 9 6~7 | 8 20 | 8 17 | 8 16~17 | 7 16 | 7 11 | 7 8 | 7 6 | 55 6 21 | |
| 中予ブロック会(忘年会) | 南予ブロック会(忘年会) | 中予ブロック会 | 中央研修会実行委員会 | 九州方面研修旅行 五名参加 | 南予ブロック会(家族会) | 大麻配送・県内各支部へ | 大麻仕訳作業及び初詣 初詣ボスタ―準備 | 中央研修会実行委員会 会長出席 | 神青協役員研修会へ | 中予ブロック会 | 中央研修会実行委員会 | 四国地区禊成会(教化) | 四国四県連絡会 | 氏青合同研修会 | 第九回四国ブロック神青 | 教化委員会(南予) | 事業委員会(中予) | 四国四県連絡会 | 役員 | 第九回定時総会開催 |
| 馬羅英亭 | | | にぎたつ会館 | | 大洲 | 神戶 | 椿会館 | 檀原神宮 | 馬羅英亭 | 椿会館 | 美川・河崎神社 | 全右 | 護国神社 | 高知丸ノ内会館 | 和盤神社 | 阿沼美神社 | 高知潮江天満宮 | 椿神社々務所 | にぎたつ会館 | |
| | | | | | | | | | 3 22 | 3 22 | 3 14 | 3 7~8 | 3 6 | 3 4 | 2 28 | 2 7 | 1 30 | 1 20 | 56 1 16 | |
| | | | | | | | | | 中央研修会反省会 | 神社本庁 応援 | 神社本庁 打合せ会 | 一日神社本庁 | 全国協議会臨時総会 及び中央研修会準備 並に中央研修会 | 中央研修会打合せ会 | 中央研修会実行委員会 | 中央研修会実行委員会 | 中央研修会実行委員会 | 中央予予ブロック会 | 新年互礼会 | |
| | | | | | | | | | 馬羅英亭 | ホテル葛城 | ホテル葛城 | ホテル葛城 | ホテル葛城 | ホテル葛城 | 椿会館 | 椿会館 | 椿会館 | 椿会館 | 今治・「魚岩」 | |



昭和55年度決算報告

| 歳入の部 (円) | | | | | 歳出の部 (円) | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|----------------------------------|----------|-----------|-----------|----------|---------------------------------|
| 項目 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | 備考 | 項目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 比較増減 | 備考 |
| 1 会費収入 | 168,000 | 400,000 | △232,000 | 4,000円×37 過年度分延5人分 | 1 会議費 | 181,260 | 250,000 | △ 68,740 | 総会費164,140他 |
| 2 助成金 | 280,000 | 150,000 | 130,000 | 神社庁年度助成15万、大麻配送手当金8万、一日神社庁支那手当5万 | 2 研修教化費 | 110,950 | 160,000 | △ 49,050 | 廣成関係40,350、研修旅行2万各ブロック補助3万 |
| 3 寄附金 | 1,104,698 | 400,000 | 704,698 | 石鐘神社24件 中央研修会金計2万重積33,098- | 3 事業費 | 175,000 | 200,000 | △ 25,000 | ボスター印刷15万、作業夕食4,000ボスター郵送21,000 |
| 4 雑収入 | 25,570 | 13,406 | 12,164 | 禊成会お祝金2万円也 | 4 調査費 | 0 | 10,000 | △ 10,000 | |
| 5 繰越金 | 136,594 | 136,594 | | | 5 広報費 | 216,270 | 50,000 | 166,270 | 金額10号、11号、名簿発行費郵送料 |
| | | | | | 6 事務費 | 61,940 | 50,000 | 11,940 | 金額資料コピー代 切手運賃の通信費、事務用品 |
| | | | | | 7 備品費 | 0 | 10,000 | △ 10,000 | |
| | | | | | 8 旅費 | 24,000 | 100,000 | △ 76,000 | 四国ブロック研修会 参加者補助 2,000×12人 |
| | | | | | 9 交際費 | 30,000 | 20,000 | 10,000 | 火事見舞2件 病氣見舞1件、お悔1件 |
| | | | | | 10 負担金 | 119,000 | 100,000 | 19,000 | ブロック研修会5万、禊3万 全国協議会39,000 |
| | | | | | 11 雑支出 | 10,000 | 20,000 | △ 10,000 | 東京都神青30周年お祝会長出席 |
| | | | | | 12 予備費 | 577,764 | 130,000 | 447,764 | 別途積立金に577,764- |
| 合計 | 1,714,862 | 1,100,000 | 614,862 | | 合計 | 1,506,184 | 1,100,000 | 406,184 | |

神社本庁憲章

神祇を崇め、祭祀を重んずるわが民族の伝統は、高天原に事始まり、国史を貫いて不易である。夙く大宝の令、延喜の式に皇朝の風儀は明らかであるが、明治の制もまた神社を国家の宗祀と定めて、大道はいよいよ恢弘された。

しかるに、昭和二十年、未曾有の変革に遭ひ、皇典講究所、大日本神祇会、神宮奉斎会は、その対応を相譲り、神祇院総裁もまた爾後の措置をこの三団体に委ねた。ここに神社関係者の総意によって、全国神社を結集する神社本庁が設立され、神宮を本宗と仰ぎ、道統の護持に努めることとなつた。

爾来、神社本庁は、全国神社の包括法人として、庁規を中心に運営されてきたが、今日まで重要な懸案とされてきたのは、精神的統合の紐帯として、基本的規範を確立整備することであつた。

よつて、ここにその大綱を成文化して本憲章を制定し、以て神祇の祭祀を継承するに遺憾なきを期するものである。

第一条 神社本庁は、伝統を重んじ、祭祀の振興と道義の昂揚を図り、以て大御代の弥栄を祈念し、併せて四海万邦の平安に寄与する。

第二条 神社本庁は、神宮を本宗と仰ぎ、奉賛の誠を捧げる。

2 神社本庁は、神宮及び神社を包括して、その興隆と神徳の宣揚に努める。

第三条 神社本庁は、敬神尊皇の教学を興し、その実践綱領を掲げて、神職の養成、研修、及び氏子・崇敬者の教化育成に当る。

第四条 神社本庁は、総裁を推戴する。

2 総裁は、神社本庁の名譽を象徴し、表彰を行ふ。

第五条 神社本庁に統理以下の役員、その他の機関を置く。

2 統理は、神社本庁を総理し、これを代表する。

3 第一項の役員、その他の機関については、規程で定める。

第六条 祭祀は、報本反始の誠を捧げ、古来の伝統と、別に定める制規に従つて厳修する。

第七条 神社本庁は、幣帛供進の伝統を重んじ、神社に本庁幣を献ずる。

第八条 神社は、神祇を奉斎し、祭祀を行ひ、祭神の神徳を広め、以て皇運の隆昌と氏子・崇敬者の繁栄を祈念することを本義とする。

2 霊代の神聖は、厳に護持しなければならない。

3 神社、守札等の取扱ひについては、信仰上の尊厳を汚してはならない。

4 一社伝来の故実、慣習、由緒は、尊重するものとする。

第九条 神社は、祭神、社名、例祭日、鎮座地、その他神社存立の基本に關する事項については、統理の承認を受けなければならない。

第十条 神社の境内地等の管理は、その尊厳を保持するため次の各号に定めるところによる。

一 境内地は、常に清浄にして、その森嚴なる風致を保持すること。
二 境内地、社有地、施設、宝物、由緒に關する物等は、確實に管理し、みだりに処分しないこと。

三 境内地及び建物その他の施設は、古来の制式を重んずること。

四 前号の施設は、神社の目的に反する活動に利用させないこと。

第十一条 神職は、ひたすら神明に奉仕し、祭祀を厳修し、常に神威の発揚に努め、氏子・崇敬者の教化育成に當ることを使命とする。

2 神職は、古典を修め、礼式に習熟し、教養を深め、品性を陶冶して、社会の師表たるべきことを心がけなければならない。

3 神職は、使命遂行に當つて、神典及び伝統的な信仰に則り、いやしくも恣意独断を以てしてはならない。

第十二条 宮司は、一社の長として、祭祀を管掌し、社務をつかさどり、神社の信仰と伝統の護持に努める。

2 宮司の進退については、その使命に鑑み、特に慎重を期さなければならない。

第十三条 神社総代は、神社の祭祀、信仰、伝統の保持振興について宮司に協力する。

第十四条 神社の氏子区域は、神社ごとに慣習的に定められた区域をいふものとする。

2 氏子区域は、神社相互に尊重しなければならない。

第十五条 氏子区域に居住する者を伝統的に氏子とし、その他の信奉者を崇敬者とする。

2 氏子・崇敬者は、神社護持の基盤であり、斯道発展の母体である。

第十六条 神社本庁の宗教法人法による規則を「庁規」といふ。

第十七条 庁規及び規程等は、この憲章に準拠しなければならない。

第十八条 この憲章の改廃については、統理の発議により、評議員会において、出席評議員の三分の二以上の賛成を必要とする。

第十九条 この憲章の施行に關し必要な事項は、庁規及び規程を以て定める。

附則

1 この憲章は、昭和五十五年七月一日から施行する。

2 宗教機能に關する規程（昭和二十七年一月二十七日規程第一号）は、廃止する。

3 この憲章施行の際、庁規及び従前の規程は、憲章に基づいて定めたとみなす。

昭和56年度予算案

| 歳入の部 (円) | | | | 歳出の部 (円) | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 項目 | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | 項目 | 本年度予算 | 前年度予算 | 増減 |
| 会費収入 | 400,000 | 400,000 | | 1 会議費 | 200,000 | 250,000 | △ 50,000 |
| 助成金 | 230,000 | 150,000 | 80,000 | 2 研修教化費 | 220,000 | 160,000 | 60,000 |
| 寄附金 | 300,000 | 400,000 | △100,000 | 3 事業費 | 220,000 | 200,000 | 20,000 |
| 雑収入 | 11,322 | 13,406 | △2,084 | 4 調査費 | 10,000 | 10,000 | |
| 積立金繰入 | 150,000 | | 150,000 | 5 広報費 | 150,000 | 50,000 | 100,000 |
| 繰越金 | 208,678 | 136,594 | 72,084 | 6 事務費 | 60,000 | 50,000 | 10,000 |
| | | | | 7 備品費 | 10,000 | 10,000 | |
| | | | | 8 旅費 | 200,000 | 100,000 | 100,000 |
| | | | | 9 慶弔費 | 20,000 | 20,000 | |
| | | | | 10 負担金 | 130,000 | 100,000 | 30,000 |
| | | | | 11 雑支出 | 20,000 | 20,000 | |
| | | | | 12 予備費 | 60,000 | 130,000 | △ 70,000 |
| 合計 | 1,300,000 | 1,100,000 | 200,000 | 合計 | 1,300,000 | 1,100,000 | |

中央研修会報告

一、場所 道後 ホテル葛城
(一部宿泊は代々木ホテル)

一、日程 三月六日十八時より
三月七日十時
三月七日十三時～三月八日十二時半
三月八日十三時三十分

全国協議会 役員会

全国協議会臨時総会開催

三月八日十三時三十分

一、参加人員 二四七名・来賓二十名 愛媛38
香川5 徳島12 高知10 氏青13
九州16 中国19 近畿31 東海・北
陸29 東京・関東・東北・北海道74

一、テーマ内容は報告書にて報告予定

一、今回は北海道札幌開催・北海道より多数参加がありましてので次回は愛媛からも多数参加下さい。これを機に三泊位の北海道ツアーを組んでみませんか。

一、共盛社(観光社)の宮本様(神青会員)には計画から全般に渡って献身的な御協力をいただきました。又、多額の寄附助成もいたいております。感謝して御披露申し上げます。

一、中央研修会の報告書は作りますが、今一度記録テープを聞くに参加時と違って有効に勉強になります。テープは事務局にあります。報告書完成までは貸出せません。

神青協中央研修会収支決算書

| 収入の部 (円) | | | | 支出の部 (円) | | | |
|-----------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 項目 | 決算額 | 予算額 | 増減 | 項目 | 決算額 | 予算額 | 増減 |
| 参加費収入 | 3,690,000 | 4,200,000 | △510,000 | 1 研修会運営費 | 4,561,450 | 4,770,000 | △208,550 |
| 本部神青協助成金 | 400,000 | 400,000 | 0 | 2 講師来賓諸費 | 539,460 | 630,000 | △ 90,540 |
| 四国四県神行・神道青年会員基金 | 800,000 | 800,000 | 0 | 3 記念品費 | 272,800 | 0 | 272,800 |
| 愛媛県神道青年会助成金 | 759,678 | 400,000 | 359,678 | 4 松山観光案内費 | 0 | 10,000 | △ 10,000 |
| 事業収入 | 500,500 | 400,000 | 100,500 | 5 前日宿泊準備費 | 171,127 | 100,000 | 71,127 |
| 雑収入 | 67,249 | 20,000 | 47,249 | 6 会議費 | 180,390 | 100,000 | 80,390 |
| | | | | 7 派遣費 | 42,850 | 70,000 | △ 27,150 |
| | | | | 8 松山研修会費 | 200,000 | 120,000 | 80,000 |
| | | | | 9 記録費 | 36,520 | 30,000 | 6,520 |
| | | | | 10 通信費 | 77,710 | 50,000 | 27,710 |
| | | | | 11 事務費 | 68,840 | 60,000 | 8,840 |
| | | | | 12 備品費 | 44,280 | 50,000 | △5,720 |
| | | | | 13 雑費 | 22,000 | 30,000 | △8,000 |
| | | | | 14 予備費 | 0 | 200,000 | △200,000 |
| 収入合計 | 6,217,427 | 6,220,000 | △2,573 | 支出合計 | 6,217,427 | 6,220,000 | △2,573 |

神道青年全国協議会中央研修会協賛寄附者御芳名(順不同)

第九回総会(昭和五十五年)お祝金 四国地区神青契練成会 助成金・お祝金

Table listing names of donors and their respective contribution amounts in Japanese Yen. Includes names like 愛媛県神道青年協議会, 伊予豆比古命神社, etc.

Table listing names of donors and their respective contribution amounts in Japanese Yen, continuing from the previous table.

第九回総会お祝金 三件 金一〇、〇〇〇円也
特別別成金 二件 金一五、〇〇〇円也
一般寄附金 一三六件 金三、〇〇〇円也
神青会員寄附 三三件 金三、〇〇〇円也
計 三〇五、五〇〇円也

- 昭和五十六年度事業計画案
ポスターの発行(初詣用)
研修旅行の実施
中央研修会報告書の発行
研修会の開催
神宮大麻配送業務担当